（溶接安全管理審査の申請）

第三十五条　法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　審査を受けようとする組織の名称及び所在地

三　溶接事業者検査の実施場所

四　溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要

五　審査の実施方法及び実施時期

六　審査を受けようとする溶接事業者検査の項目

七　審査を受けようとする期日

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第三十七条第一号に規定する組織であって耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であって輸入したものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組織であって、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一　溶接事業者検査に関する規程

二　溶接事業者検査の組織

三　溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の知識及び技能

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接安全管理審査の実施方法）

第三十六条　溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法

二　溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

（溶接安全管理審査の実施時期）

第三十七条　法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一　直近の法第四十三条の三の十三第六項の通知（この号に規定する耐圧試験に係る通知であって、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。）において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二　前号に規定する組織であって、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期

三　前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期